

# 既に特定操縦免許をお持ちの方へ①

船舶職員及び小型船舶操縦者法の改正により、令和6年4月から特定操縦免許制度が変わります。



## 施行日以前に取得された特定操縦免許の取り扱い



令和8年3月31日までに限り、特別な手続きをすることなく、全ての航行区域※において小型旅客船等に船長として乗船可能

※一級又は二級の操縦免許に応じた区域内

新特定操縦免許に切り替えた場合、経過措置期間中でもその時点で履歴限定の対象



## 移行講習

特定操縦免許講習

事故を未然に防ぐ  
(出航判断能力等)  
8時間以上

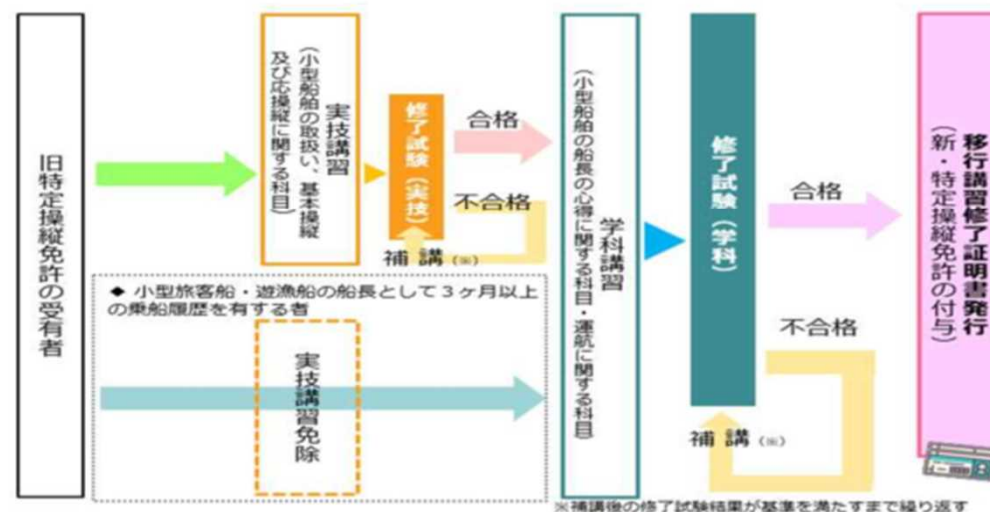
海難発生時の措置  
(旅客の救命)  
7時間(※)

移行講習

既存の特定操縦免許受有者は、移行講習(今回拡充される内容部分)を修了することで新特定操縦免許に切り替えが可能

- ✓ 修了試験に合格した者にのみ修了証明書を交付
- ✓ 一定の乗船履歴を有する者については乗船実技科目を免除

特定操縦免許講習は、地方運輸局長等により登録を受けた登録特定操縦免許講習機関により実施されますので、受講を希望される方は、お近くの登録特定操縦免許講習機関にお問い合わせください。



## 既に特定操縦免許をお持ちの方へ②

改正法の施行日(令和6年4月1日から2年間(令和8年3月31日まで)を経過措置期間とする。

### 経過措置期間に切り替えを行わなかった者等の取り扱い

- ・移行講習を受講していない者が、経過措置期間中に免許証を更新した場合
  - ・経過措置期間中に免許の切り替えを行わなかった者が、経過措置期間終了後に免許証を更新した場合
- ✓「特定」の記載欄を赤色にした免許証を交付(経過措置期間終了後に更新した場合、「特定」の文字なし)



特定又は■の免許証では、令和8年4月1日以降小型旅客船等に船長として乗船できない。

特定又は■の免許証を有する者が経過措置期間終了後に特定操縦免許講習を受ける場合、救命科目は免除(実質、移行講習と同じ)。

計画的に移行講習を受講し、2年間の経過措置期間中にお近くの運輸局にて免許の切り替え手続きをお願いします。

沿海区域以遠で船長業務を行う場合、必要な乗船履歴を満たす状態になってから、免許の切り替え申請をお願いします。

# 履歴限定制度の導入

運航の可否判断や悪天候時の避難港の活用等の判断を担う船長の資質向上を図る観点から、沿海区域以遠を航行する小型旅客船・遊漁船の船長に、一定の乗船履歴を求めることとする。



必要な  
乗船履歴

沿海区域※以遠を航行する 総トン数200トンまでの船舶  
において 船長、航海士又は甲板部員として乗り組んだ履歴

※限定沿海区域を含む。

1年以上



履歴限定  
の内容

小型旅客船・遊漁船に船長として乗船できる航行区域

平水区域  
のみ



履歴の  
計算・証明

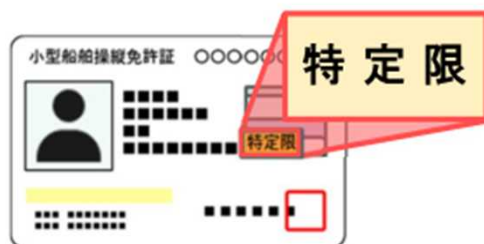
船員手帳受有者・・・船員手帳上の雇入期間（有給休暇取得日数等を控除）  
一括届出事業者・・・届出期間（対象外の船舶に乗船した日数等を控除）  
遊漁船・・・遊適法に基づく乗務記録、実務経験証明書等  
その他証明方法・・・船舶所有者又は船長による乗船履歴証明書等

※計算・証明方法は現時点での想定であり、施行までに変更可能性あり

船長要件の確認（操縦免許証による確認方法）

※R6.4以降に交付されるものに限る。

履歴限定あり  
(平水区域で乗船可能)



履歴限定なし  
(全ての航行区域※で乗船可能)  
※一級又は二級の操縦免許に  
応じた区域内

